

令和2年度中小企業労働事情実態調査(茨城県版)報告

本調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に昭和39年より毎年全国一斉で実施しております。

本年度は、例年実施している「経営状況」「労働時間」「有給休暇」「新規学卒者の採用状況」「賃金改定」等の調査に加え、「高年齢者の雇用」「新型コロナウイルス感染拡大による影響」に関する調査を実施いたしました。

この調査報告書が県内中小企業の労働事情の実態把握と、労務管理改善の一助となれば幸いです。

最後に、本調査の実施にあたりご協力を賜りました関係組合並びに調査対象事業所の皆様方に心よりお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

茨城県中小企業団体中央会 総務企画課

TEL 029-224-8030 FAX 029-224-6446

1. 調査の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調査方法 | 本調査は、全国統一様式により都道府県中小企業団体中央会が一斉(46,300事業所)に実施したものであり、当県では県内の会員組合を通じて、地域別・業種別に組合員企業を選定。郵送により調査票を送付、回収した調査票は全国中小企業団体中央会において一括集計した。 |
| (2) 調査対象事業所数 | 1,300事業所(製造業 688事業所、非製造業 612事業所) |
| (3) 調査時点 | 令和2年7月1日 |

2. 回答事業所の概要

(1) 回答事業所数

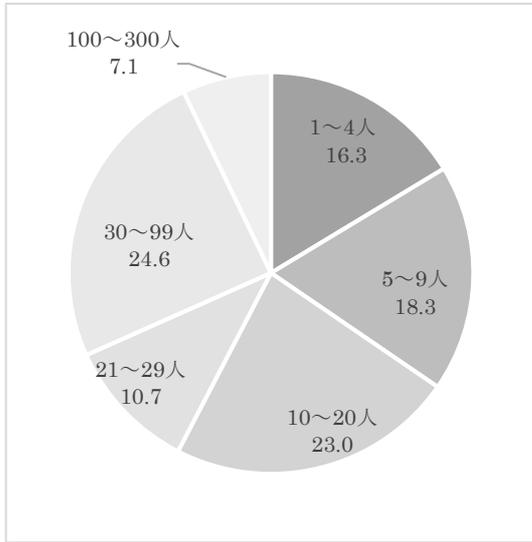
任意に抽出した1,300事業所を対象に調査した結果、649事業所(製造業326事業所、非製造業323事業所)からの回答を得た。本県における回収率は49.9%であった。

(2) 常用労働者数、従業員規模【表①、②】【図①、②】

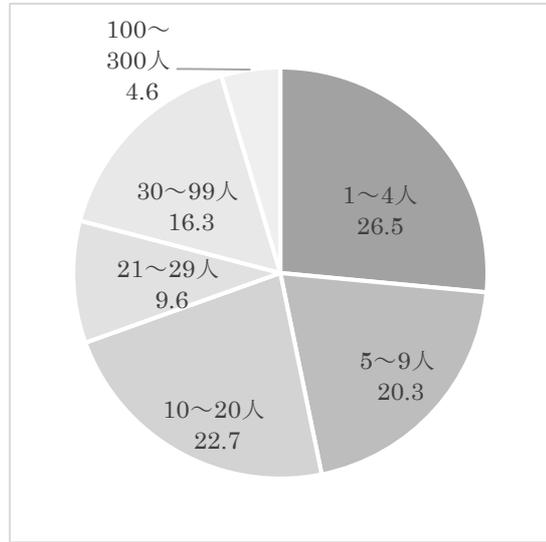
回答のあった649事業所の常用労働者総数は14,307人(製造業7,950人、非製造業6,357人)で、そのうち、男性は10,052人(70.3%)、女性は4,255人(29.7%)。1事業所あたりの平均常用労働者数は22.0人(製造業24.3人、非製造業19.6人)であった。

回答事業所の従業員規模をみると、「1~4人」が26.5%(全国16.3%)で最も多く、次いで「10~20人」が22.7%(同23.0%)、「5~9人」が20.3%(同18.3%)、「30~99人」が16.3%(同24.6%)、「21~29人」が9.6%(同10.7%)、「100~300人」が4.6%(同7.1%)と続き、全国と比べて、従業員規模の少ない企業の割合が多く、従業員規模30人未満の事業所が全体の79.1%(同68.3%)を占めている。

【図①:回答事業所の従業員規模(全国)】 (%)



【図②:回答事業所の従業員規模(茨城)】 (%)



(3) 労働組合の有無【表①】

回答事業所のうち、労働組合が「ある」とした事業所は21事業所、組織率3.2%で、全国平均(7.0%)と比べて3.8ポイント低くなっている。

【表①:回答事業所の概要】

(上段:実数、下段:比率)

区 分	事業 所数	従業員規模						労働組合		
		1~4人	5~9人	10~ 20人	21~ 29人	30~ 99人	100~ 300人	あり	なし	
全 国	20,114	3,287 16.3%	3,677 18.3%	4,622 23.0%	2,148 10.7%	4,943 24.6%	1,437 7.1%	1,409 7.0%	18,705 93.0%	
R2 茨城県	649	172 26.5%	132 20.3%	147 22.7%	62 9.6%	106 16.3%	30 4.6%	21 3.2%	628 96.8%	
R1 茨城県	600	136 22.7%	138 23.0%	141 23.5%	63 10.5%	94 15.7%	28 4.7%	32 5.3%	568 94.7%	
製 造 業	製 造 業 計	326	86 26.4%	50 15.3%	76 23.3%	31 9.5%	67 20.6%	16 4.9%	16 4.9%	310 95.1%
	食料品	68	20 29.4%	15 22.1%	16 23.5%	6 8.8%	7 10.3%	4 5.9%	1 1.5%	67 98.5%
	繊維工業	21	14 66.7%	4 19.0%	3 14.3%	-	-	-	-	21 100%
	木材・木製品	17	5 29.4%	4 23.5%	6 35.3%	-	2 11.8%	-	-	17 100%
	印刷・同関連	16	5 31.3%	2 12.5%	5 31.3%	2 12.5%	2 12.5%	-	-	16 100%
	窯業・土石	67	29 43.3%	11 16.4%	13 19.4%	5 7.5%	7 10.4%	2 3.0%	5 7.5%	62 92.5%
	化学工業	3	2 66.7%	-	-	-	1 33.3%	-	-	3 100%
	金属、同製品	72	5 6.9%	9 12.5%	18 25.0%	14 19.4%	23 31.9%	3 4.2%	10 13.9%	62 86.1%
	機械器具	47	5 10.6%	3 6.4%	11 23.4%	3 6.4%	18 38.3%	7 14.9%	-	47 100%
	その他	15	1 6.7%	2 13.3%	4 26.7%	1 6.7%	7 46.7%	-	-	15 100%
	非 製 造 業 計	323	86 26.6%	82 25.4%	71 22.0%	31 9.6%	39 12.1%	14 4.3%	5 1.5%	318 98.5%
	非 製 造 業	情報通信業	1	-	-	1 100%	-	-	-	-
運輸業		42	2 4.8%	3 7.1%	8 19.0%	9 21.4%	13 31.0%	7 16.7%	1 2.4%	41 97.6%
建設業		139	35 25.2%	48 34.5%	41 29.5%	11 7.9%	4 2.9%	-	3 2.2%	136 97.8%
総合工事業		37	7 18.9%	10 27.0%	12 32.4%	6 16.2%	2 5.4%	-	2 5.4%	35 94.6%
職別工事業		33	7 21.2%	12 36.4%	12 36.4%	1 3.0%	1 3.0%	-	-	33 100%
設備工事業		69	21 30.4%	26 37.7%	17 24.6%	4 5.8%	1 1.4%	-	1 1.4%	68 98.6%
卸・小売業		96	43 44.8%	19 19.8%	12 12.5%	4 4.2%	14 14.6%	4 4.2%	1 1.0%	95 99.0%
卸売業		26	7 26.9%	5 19.2%	4 15.4%	1 3.8%	6 23.1%	3 11.5%	-	26 100%
小売業		70	36 51.4%	14 20.0%	8 11.4%	3 4.3%	8 11.4%	1 1.4%	1 1.4%	69 98.6%
サービス業		45	6 13.3%	12 26.7%	9 20.0%	7 15.6%	8 17.8%	3 6.7%	-	45 100%
対事業所サービス業		20	2 10.0%	9 45.0%	4 20.0%	3 15.0%	1 5.0%	1 5.0%	-	20 100%
対個人サービス業		25	4 16.0%	3 12.0%	5 20.0%	4 16.0%	7 28.0%	2 8.0%	-	25 100%

(4) 従業員の雇用形態と増減【表②】

従業員の雇用状況を見ると、「正社員」の割合が前年度より 0.3 ポイント低下し 71.8%(全国 75.4%)、「パートタイマー」は 0.1 ポイント低下し 17.8%(同 14.4%)であった。

業種別では、製造業の「正社員」は前年度より 1.5 ポイント上昇し 72.7%(全国 75.3%)で、非製造業は 2.3 ポイント低下し 70.7%(同 75.5%)であった。

【表②：業種・男女別雇用形態】

(上段：実数、下段：比率)

区分	事業所数	従業員数(人)	男性従業員(人)	女性従業員(人)	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	
全国	20,114	684,293	472,475 69.0%	211,818 31.0%	515,550 75.4%	98,744 14.4%	13,440 2.0%	38,492 5.6%	17,531 2.6%	
R2 茨城県	649	15,611	10,797 69.2%	4,814 30.8%	11,209 71.8%	2,784 17.8%	274 1.8%	687 4.4%	657 4.2%	
R1 茨城県	600	15,012	10,435 69.5%	4,577 30.5%	10,818 72.1%	2,681 17.9%	402 2.7%	640 4.3%	471 3.1%	
製造業	製造業計	326	8,441	5,752 68.1%	2,689 31.9%	6,138 72.7%	1,368 16.2%	252 3.0%	425 5.0%	258 3.1%
	食料品	68	1,585	670 42.3%	915 57.7%	830 52.4%	623 39.3%	14 0.9%	20 1.3%	98 6.2%
	繊維工業	21	95	20 21.1%	75 78.9%	39 41.1%	42 44.2%	-	7 7.4%	7 7.4%
	木材・木製品	17	243	207 85.2%	36 14.8%	162 66.7%	38 15.6%	-	-	43 17.7%
	印刷・同関連	16	224	162 72.3%	62 27.7%	187 83.5%	22 9.8%	1 0.4%	12 5.4%	2 0.9%
	窯業・土石	67	1,260	1,066 84.6%	194 15.4%	1,045 82.9%	51 4.0%	31 2.5%	102 8.1%	31 2.5%
	化学工業	3	104	14 13.5%	90 86.5%	98 94.2%	4 3.8%	2 1.9%	-	-
	金属、同製品	72	2,230	1,792 80.4%	438 19.6%	1718 77.0%	195 8.7%	122 5.5%	156 7.0%	39 1.7%
	機械器具	47	2,161	1,499 69.4%	662 30.6%	1699 78.6%	282 13.0%	36 1.7%	115 5.3%	29 1.3%
	その他	15	539	322 59.7%	217 40.3%	360 66.8%	111 20.6%	46 8.5%	13 2.4%	9 1.7%
	非製造業	非製造業計	323	7,170	5,045 70.4%	2,125 29.6%	5,071 70.7%	1,416 19.7%	22 0.3%	262 3.7%
情報通信業		1	18	14 77.8%	4 22.2%	18 100.0%	-	-	-	-
運輸業		42	2,096	1,723 82.2%	373 17.8%	1,763 84.1%	241 11.5%	9 0.4%	74 3.5%	9 0.4%
建設業		139	1,519	1,247 82.1%	272 17.9%	1,410 92.8%	72 4.7%	-	19 1.3%	18 1.2%
総合工事業		37	510	425 83.3%	85 16.7%	485 95.1%	13 2.5%	-	2 0.4%	10 2.0%
職別工事業		33	362	311 85.9%	51 14.1%	338 93.4%	21 5.8%	-	3 0.8%	-
設備工事業		69	647	511 79.0%	136 21.0%	587 90.7%	38 5.9%	-	14 2.2%	8 1.2%
卸・小売業		96	2,150	1,360 63.3%	790 36.7%	1,141 53.1%	524 24.4%	12 0.6%	138 6.4%	335 15.6%
卸売業		26	1,014	687 67.8%	327 32.2%	611 60.3%	140 13.8%	8 0.8%	53 5.2%	202 19.9%
小売業		70	1,136	673 59.2%	463 40.8%	530 46.7%	384 33.8%	4 0.4%	85 7.5%	133 11.7%
サービス業		45	1,387	701 50.5%	686 49.5%	739 53.3%	579 41.7%	1 0.1%	31 2.2%	37 2.7%
対事業所サービス業		20	409	306 74.8%	103 25.2%	325 79.5%	62 15.2%	1 0.2%	12 2.9%	9 2.2%
対個人サービス業		25	978	395 40.4%	583 59.6%	414 42.3%	517 52.9%	-	19 1.9%	28 2.9%

3. 経営に関する事項

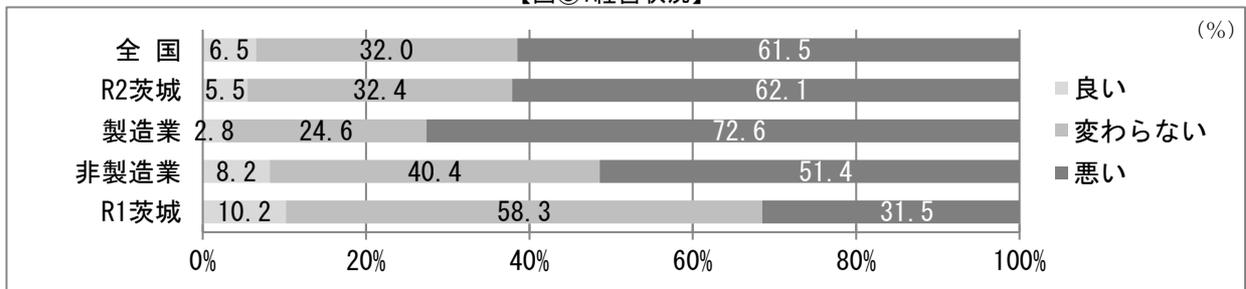
(1) 経営状況【図③】【表③】

1年前と比べた現在の経営状況について、「良い」が前年度より4.7ポイント低下し5.5%（全国6.5%）、「変わらない」が前年度より25.9ポイント低下し32.4%（同32.0%）、「悪い」が前年度より30.6ポイント上昇し62.1%（同61.5%）であった。

業種別にみると、製造業で「良い」とした事業所は前年度より6.3ポイント低下し2.8%（全国5.5%）、「悪い」は31.7ポイント上昇し72.6%（同70.2%）、非製造業では「良い」が3.0ポイント低下し8.2%（同7.4%）、「悪い」が28.0ポイント上昇し51.4%（同53.5%）であった。

前年度と比べて、製造業・非製造業ともに「悪い」の数値が大幅に上昇した。

【図③:経営状況】



(2) 主要事業の今後の経営方針【図④】【表③】

主要事業の今後の経営方針については、「現状維持」とした事業所が前年度より0.6ポイント低下し最も多く68.8%（全国67.3%）、次いで「強化拡大」は前年度より3.4ポイント低下し20.2%（同25.2%）、「縮小」が前年度より4.0ポイント上昇し9.6%（同6.1%）、「廃止」が前年度より0.4ポイント上昇し1.1%（同0.7%）であった。「縮小」とした事業所を業種別にみると、製造業では「繊維工業」が57.1%、次いで「化学工業」が33.3%、非製造業では「サービス業」が18.6%、次いで「小売業」が11.9%の順であった。

前年度と比べて「強化拡大」が低下し、「縮小」が上昇したことから、前年の経営状況が「悪い」が大幅に上昇したことが影響していると考えられる。

【図④:主要事業の今後の経営方針】



【表③：経営状況・今後の経営方針(業種別)】

区 分	事業者数	経営状況 (%)			主要事業の今後の方針 (%)					
		良い	変わらない	悪い	強化拡大	現状維持	縮小	廃止	その他	
全 国	19,965	6.5	32.0	61.5	25.2	67.3	6.1	0.7	0.7	
R2 茨城県	642	5.5	32.4	62.1	20.2	68.8	9.6	1.1	0.3	
R1 茨城県	597	10.2	58.3	31.5	23.6	69.4	5.6	0.7	0.7	
製 造 業	製 造 業 計	325	2.8	24.6	72.6	24.1	62.1	11.6	1.6	0.6
	食料品	68	2.9	30.9	66.2	18.5	70.8	10.8	-	-
	繊維工業	21	-	23.8	76.2	-	38.1	57.1	4.8	-
	木材・木製品	17	-	23.5	76.5	29.4	64.7	5.9	-	-
	印刷・同関連	16	-	6.3	93.8	12.5	87.5	-	-	-
	窯業・土石	67	4.5	28.4	67.2	19.7	66.7	10.6	3.0	-
	化学工業	3	-	-	100.0	66.7	-	33.3	-	-
	金属、同製品	71	5.6	19.7	74.6	38.0	57.7	2.8	-	1.4
	機械器具	47	-	23.4	76.6	28.9	57.8	6.7	4.4	2.2
	その他	15	-	33.3	66.7	20.0	53.3	26.7	-	-
非 製 造 業	非 製 造 業 計	317	8.2	40.4	51.4	16.2	75.6	7.6	0.6	-
	情報通信業	1	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-
	運輸業	42	9.5	19.0	71.4	14.6	78.0	7.3	-	-
	建設業	136	12.5	55.1	32.4	17.5	79.6	2.2	0.7	-
	卸売業	26	-	53.8	46.2	23.1	69.2	7.7	-	-
	小売業	68	5.9	26.5	67.6	10.4	76.1	11.9	1.5	-
	サービス業	44	2.3	29.5	68.2	18.6	62.8	18.6	-	-

【3】経営上の障害 【図⑤】 【表④】

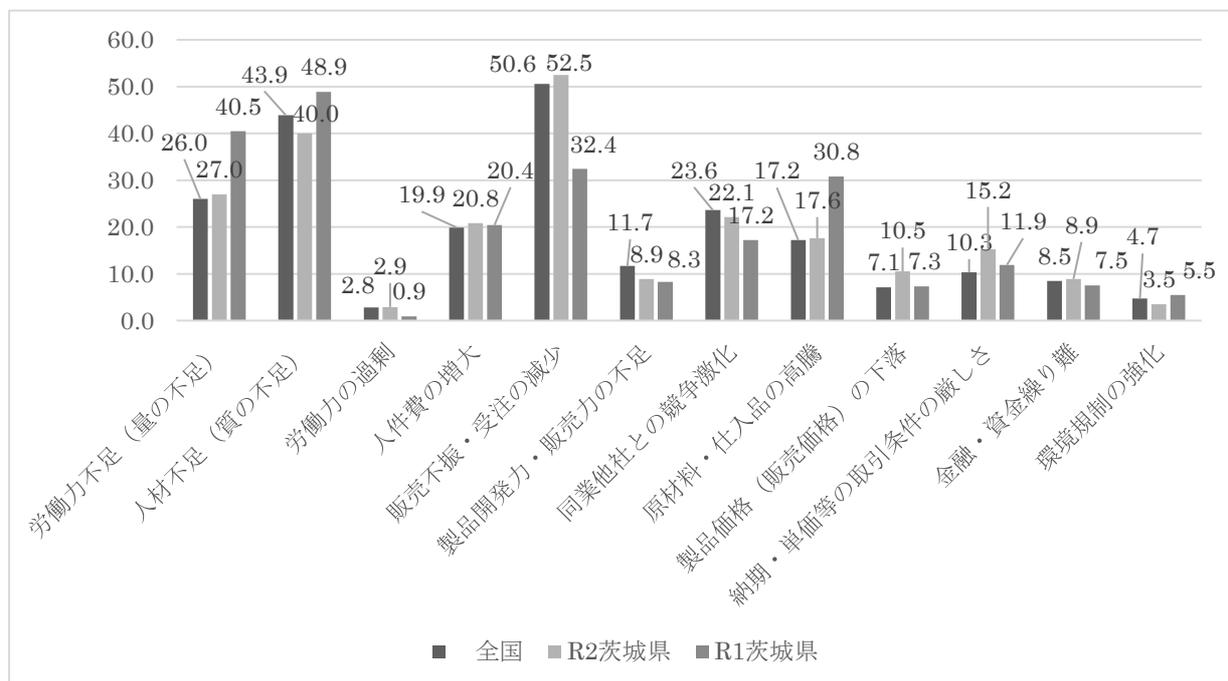
経営上の障害について、最も多く回答されたのは「販売不振・受注の減少」で 52.5%(前年度 32.4%)、次いで「人材不足(質の不足)」が 40.0%(同 48.9%)、「労働力不足(量の不足)」の 27.0%(同 40.5%)であった。

業種別にみると、製造業では「販売不振・受注の減少」61.3%、「人材不足」34.9%、「原材料・仕入品の高騰」23.6%、「労働力不足」17.6%の順で、非製造業では「人材不足」45.2%、「販売不振・受注の減少」43.6%、「労働力不足」36.5%の順であった。

前年度は、「人材不足」が最も多く、次いで「労働力不足」、「販売不振・受注の減少」の順であった。27・28年度は「販売不振・受注減少」、29年度以降をみても3年連続「人材不足」が最も多かった。しかし、本年度は「販売不振・受注の減少」が「人材不足」よりも26.4ポイント多かったことから、販売不振・受注の減少の深刻さがうかがえる。

【図⑤：経営上の障害(3項目以内複数回答)】

(%)



【表④：経営状況の障害】

(%)

区 分	労働力不足(量の不足)	人材不足(質の不足)	労働力の過剰	人件費の増大	販売不振・受注の減少	製品開発力・販売力の不足	同業他社との競争激化	原材料・仕入品の高騰	製品価格(販売価格)の下落	納期・単価等の取引条件の厳しさ	金融・資金繰り難	環境規制の強化
全国	26.0	43.9	2.8	19.9	50.6	11.7	23.6	17.2	7.1	10.3	8.5	4.7
R2 茨城県	27.0	40.0	2.9	20.8	52.5	8.9	22.1	17.6	10.5	15.2	8.9	3.5
製造業	17.6	34.9	3.5	19.2	61.3	12.3	15.4	23.6	16.0	17.6	11.0	4.4
非製造業	36.5	45.2	2.2	22.4	43.6	5.4	28.8	11.5	4.8	12.8	6.7	2.6
R1 茨城県	40.5	48.9	0.9	20.4	32.4	8.3	17.2	30.8	7.3	11.9	7.5	5.5

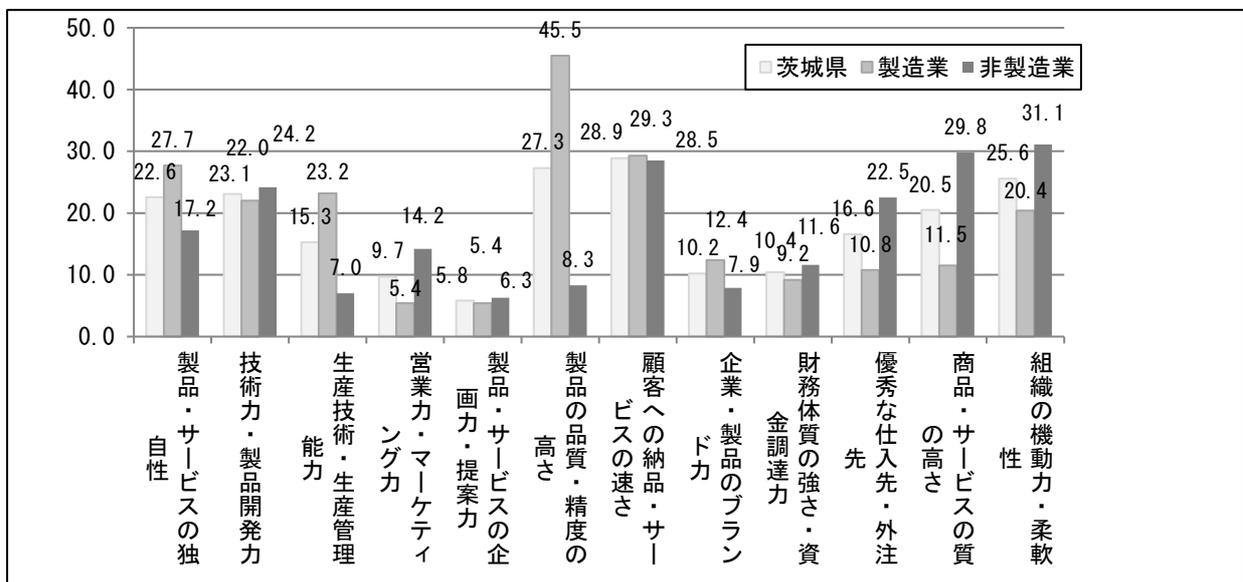
(4) 経営上の強み【図⑥】

経営上の強みについては、前年度と同様に「顧客への納品・サービスの速さ」が28.9%(前年度30.9%)と最も多く、次いで「製品の品質・精度の高さ」27.3%(同25.5%)、「組織の機動力・柔軟性」がそれぞれ25.6%(同25.5%)となっており、前年度と大きな差はみられなかった。

業種別にみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」45.5%、「顧客への納品・サービスの速さ」29.3%、「製品・サービスの独自性」27.7%の順で、非製造業では「組織の機動力・柔軟性」31.1%、「商品・サービスの質の高さ」29.8%、「顧客への納品・サービスの速さ」28.5%の順であった。

【図⑥：経営上の強み(3項目以内複数回答)】

(%)

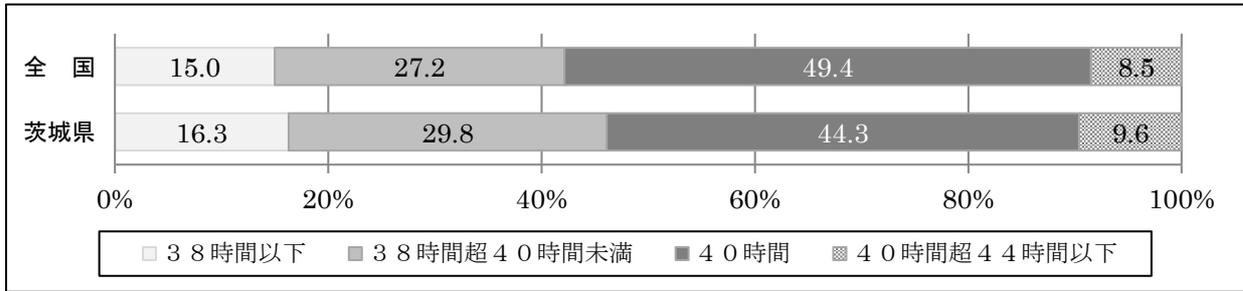


4. 従業員(パートタイマーなどの短時間労働者を除く)の労働時間に関する事項

(1) 週所定労働時間【図⑦】

従業員1人あたりの週所定労働時間については、627事業所(無回答を除く)から回答があり、「40時間」が最も多く44.3%(全国49.4%)、次いで「38時間超40時間未満」が29.8%(全国27.2%)、「38時間以下」が16.3%(全国15.0%)、「40時間超44時間以下」が9.6%(全国8.5%)であった。

【図⑦：週所定労働時間】



(2) 1ヶ月の平均残業時間【表⑤】

従業員 1 人あたりの月平均残業時間は前年度より 0.8 時間減少し 10.8 時間（全国 10.9 時間）であった。

規模別でみると、「1～9 人」が 6.0 時間、「10～29 人」で 12.4 時間、「30～99 人」で 18.4 時間、「100～300 人」では 20.9 時間と規模が大きくなるほど増加する傾向にある。

業種別にみると、「製造業」は前年度に比べて 1.7 時間減少し 9.4 時間、「非製造業」は 0.2 時間増加し 12.3 時間であった。

また、製造業では「金属、同製品」が 16.0 時間と最も多く、次いで「機械器具」が 14.9 時間、「その他」が 13.7 時間の順。非製造業では「運輸業」が 27.9 時間と最も多く、次いで「情報通信業」が 15.0 時間、「建設業」が 11.2 時間であった。

製造業では、販売不振・受注の減少したこと等の要因で残業時間が前年度より減少したことが考えられる。

【表⑤：月平均残業時間】

区分	残業時間
全国	10.9 時間
R2 茨城県	10.8 時間
R1 茨城県	11.6 時間
1～9 人	6.0 時間
10～29 人	12.4 時間
30～99 人	18.4 時間
100～300 人	20.9 時間
製造業計	9.4 時間
食料品	7.2 時間
繊維工業	0.05 時間
木材・木製品	3.0 時間
印刷・同関連	6.2 時間
窯業・土石	5.3 時間
化学工業	2.0 時間
金属、同製品	16.0 時間
機械器具	14.9 時間
その他	13.7 時間
非製造業計	12.3 時間
情報通信業	15.0 時間
運輸業	27.9 時間
建設業	11.2 時間
卸売業	10.7 時間
小売業	5.5 時間
サービス業	11.1 時間

⑧「法定労働時間」「所定労働時間」「36協定」について

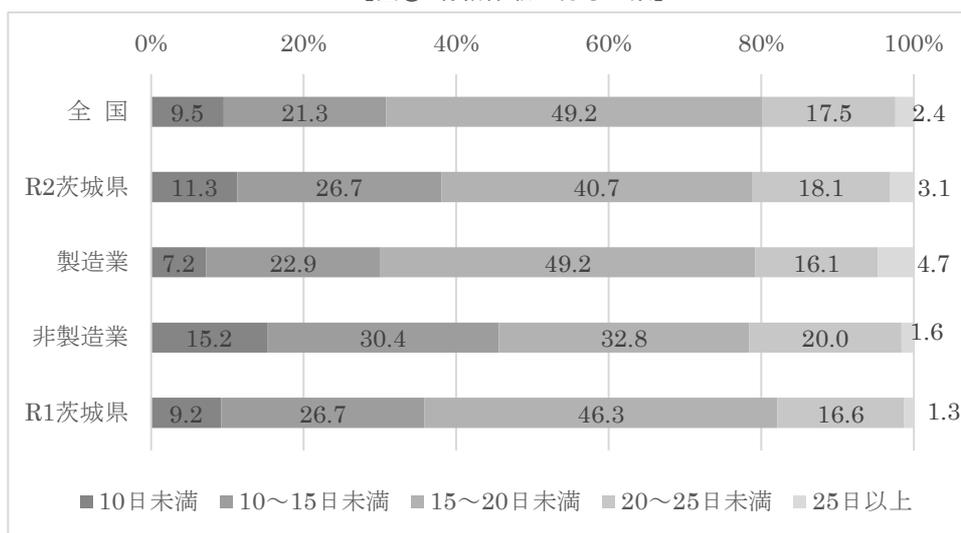
法定労働時間	労働基準法で定められている労働時間。1日8時間、1週40時間が限度。 (ただし、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業であって常時使用する労働者が10人未満の事業場は1週44時間が限度です)。
所定労働時間	企業が就業規則等で定めた労働時間。労働基準法で定められた法定労働時間の範囲内で自由に決定することができます。
36協定	法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)させる場合には、労使協定の締結、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。 ※36協定で定める時間外労働時間に罰則付きの上限あり。 (中小企業への適用は令和2年4月から) ◆時間外労働の上限は、原則月45時間・年360時間 ◆臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内を限度。 また、原則である月45時間を超えることが出来るのは年間6か月まで。

(3) 従業員 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数【図⑧】

従業員 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数は、「15～20 日未満」が 40.7% (全国 49.2%) と最も多く、次いで「10～15 日未満」が 26.7% (同 21.3%)、「20～25 日未満」が 18.1% (同

17.5%)、「10日未満」が11.3%(同9.5%)、「25日以上」が3.1%(同2.4%)であった。
業種別にみると、製造業・非製造業ともに「15～20日未満」が最も多く、製造業49.2%、非製造業32.8%であった。

【図⑧：有給休暇の付与日数】



📎 年次有給休暇の付与日数について

年次有給休暇とは、一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができ、取得しても賃金が減額されない休暇のことです。

6ヶ月間継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した場合の年休は次表のとおりです。

勤続年数	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(4) 従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率【表⑥】【図⑨】

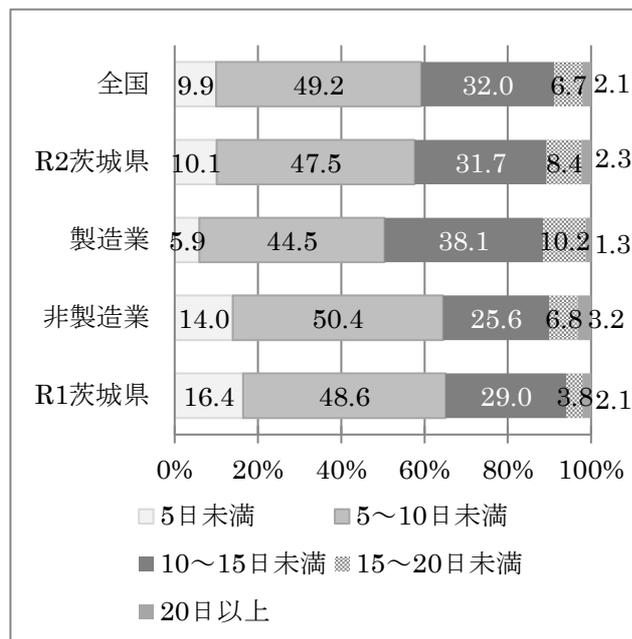
従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数は、前年度より0.2日増加し15.1日(全国15.5日、製造業16.0日、非製造業14.3日)で、平均取得日数は0.8日増加し8.6日(全国8.5日、製造業9.2日、非製造業8.0日)であった。平均付与日数に対する取得率は5.1ポイント上昇し60.6%(全国58.0%、製造業60.8%、非製造業60.4%)で、全国平均を2.6ポイント上回った。

平均付与日数に対する取得率が前年度より上昇している要因として平成31年4月から施行されている「年5日の年次有給休暇の確実な取得」の義務化が定着し、取得率向上に反映していると考えられる。

【表⑥：有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率】

区分	平均			
	付与日数	取得日数	取得率(%)	
全国	15.5	8.5	58.0	
R2茨城県	15.1	8.6	60.6	
R1茨城県	14.9	7.8	55.5	
製造業	製造業計	16.0	9.2	60.8
	食料品	15.3	10.4	70.2
	繊維工業	15.0	3.0	20.0
	木材・木製品	16.6	8.0	50.8
	印刷・同関連	15.0	8.9	62.7
	窯業・土石	16.0	9.5	60.8
	化学工業	17.5	8.5	51.6
	金属・同製品	15.7	8.8	59.0
	機械器具	17.2	10.2	61.5
	その他	15.6	5.9	47.7
	非製造業	非製造業計	14.3	8.0
情報通信業		7.0	7.0	100.0
運輸業		15.2	9.1	62.7
建設業		13.4	8.0	63.8
卸売業		17.1	8.9	54.8
小売業		15.1	7.3	54.4
サービス業		14.1	7.0	54.8

【図⑨：有給休暇の平均取得日数】



📌 年次有給休暇の時季指定義務について

労働基準法が改正され平成31年4月から、すべての企業において、年10日以上
の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日
については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

5. 新規学卒者の採用について

(1) 新規学卒者(令和2年3月卒)の採用充足状況【表⑦】

新規学卒者(令和2年3月卒)の採用または採用計画の有無について、「あった」とした事業所は前年度より0.9ポイント低下し12.9%(全国20.4%)。採用計画人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒」が前年度より6.4ポイント上昇し73.4%(同75.8%)、「専門学校卒」が7.0ポイント低下し87.1%(同88.7%)、「短大卒(含高専)」が50.0ポイント低下し50.0%(同90.9%)、「大学卒」が29.8ポイント上昇し83.3%(同82.1%)であった。

平均採用人数は、「高校卒」が前年度より0.1人減少し1.8人(全国2.0人)、「専門学校卒」が0.5人増加し1.9人(同1.5人)、「短大卒(含高専)」が変化なしの1.0人(同1.2人)、「大学卒」が変化なしの1.7人(同2.3人)であった。

【表⑦:新規学卒者の採用充足状況】

区 分	合 計					技 術 系					事 務 系					
	事業 所数	採用 計画 人数 (人)	採用 実績 人数 (人)	充足 率 (%)	平均 採用 人数 (人)	事業 所数	採用 計画 人数 (人)	採用 実績 人数 (人)	充足 率 (%)	平均 採用 人数 (人)	事業 所数	採用 計画 人数 (人)	採用 実績 人数 (人)	充足 率 (%)	平均 採用 人数 (人)	
高校卒	全 国	2,072	5,632	4,270	75.8	2.0	1,767	4,698	3,487	74.2	1.9	461	934	783	83.8	1.7
	R2 茨城県	37	94	69	73.4	1.8	27	63	40	63.5	1.4	14	31	29	93.5	2.0
	製 造 業	20	52	33	63.5	1.6	20	48	29	60.4	1.4	3	4	4	100.0	1.3
	非製造業	17	42	36	85.7	2.1	7	15	11	73.3	1.5	11	27	25	92.6	2.2
	H31 茨城県	39	115	77	67.0	1.9	30	91	55	60.4	1.8	10	24	22	91.7	2.2
専門学校卒	全 国	577	1,015	900	88.7	1.5	479	837	743	88.8	1.5	120	178	157	88.2	1.3
	R2 茨城県	14	31	27	87.1	1.9	13	21	20	95.2	1.5	3	10	7	70.0	2.3
	製 造 業	7	9	9	100.0	1.2	7	9	9	100.0	1.2	-	-	-	-	-
	非製造業	7	22	18	81.8	2.5	6	12	11	91.7	1.8	3	10	7	70.0	2.3
	H31 茨城県	11	17	16	94.1	1.4	9	15	14	93.3	1.5	2	2	2	100.0	1.0
短大卒(含高専)	全 国	294	418	380	90.9	1.2	204	289	259	89.6	1.2	96	129	121	93.8	1.2
	R2 茨城県	1	2	1	50.0	1.0	-	-	-	-	-	1	2	1	50.0	1.0
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	非製造業	1	2	1	50.0	1.00	-	-	-	-	-	1	2	1	50.0	1.0
	H31 茨城県	2	2	2	100.0	1.0	-	-	-	-	-	2	2	2	100.0	1.0
大学卒	全 国	1,108	3,182	2,611	82.1	2.3	712	1,840	1,447	78.6	2.0	559	1,342	1,164	86.7	2.0
	R2 茨城県	14	30	25	83.3	1.7	5	8	6	75.0	1.2	9	22	19	86.4	2.1
	製 造 業	6	9	7	77.8	1.1	3	6	4	66.7	1.3	3	3	3	100.0	1.0
	非製造業	8	21	18	85.7	2.2	2	2	2	100.0	1.0	6	19	16	84.2	2.6
	H31 茨城県	13	43	23	53.5	1.7	6	17	13	76.5	2.1	8	26	10	38.5	1.2

(2) 新規学卒者の初任給【表⑧】

令和2年度の新規学卒者の1人当たりの平均初任給については、下表のとおり。

「高校卒・技術系」が163,808円、「同・事務系」が160,372円、「専門学校卒・技術系」が183,354円、「同・事務系」が181,367円、「短大卒(含高専)・事務系」が172,000円、「大学卒・技術系」が203,140円、「同・事務系」が197,584円であった。

【技術系】

【表⑧:令和2年度新規学卒者の初任給】

(円)

区 分	高校卒		専門学校卒		短大卒(含高専)		大学卒	
	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比
全 国	167,170	1,172	180,473	1,404	181,166	1,419	202,312	2,715
茨 城 県	163,808	-5,201	183,354	2,219	-	-	203,140	8,413
製 造 業	161,866	-1,290	177,029	6,719	-	-	209,333	12,633
非製造業	169,357	-7,304	190,733	938	-	-	193,850	3,070

区 分	高校卒		専門学校卒		短大卒(含高専)		大学卒	
	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比
全 国	163,629	2,274	174,576	2,868	176,977	316	197,450	1,113
茨 城 県	160,372	-4,024	181,367	9,367	172,000	2,630	197,584	-5,236
製 造 業	149,442	-10,045	-	-	-	-	190,383	-13,129
非 製 造 業	163,353	-3,147	181,367	11,367	172,000	2,630	201,184	-483

(3) 新規学卒者(令和3年3月卒)の採用計画【図⑩】 【表⑨】

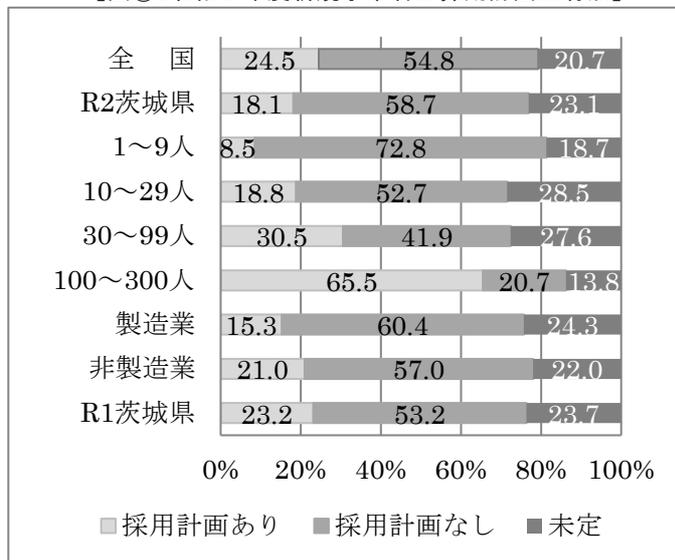
令和3年度の新規学卒者(令和3年3月卒)の採用計画については、調査時点(令和2年7月1日)で「ある」が前年度より5.1ポイント低下し18.1%(全国24.5%)、「ない」が前年度より5.5ポイント上昇し58.7%(同54.8%)、「未定」が0.6ポイント低下し23.1%(同20.7%)であった。

採用計画が「ある」と回答した事業所は、全国平均より6.4ポイント低く、「ない」とした事業所は3.9ポイント高くなっている。また、採用計画が「ある」とした事業所を規模別で見ると、「100～300人」が65.5%で最も高く、「30～99人」が30.5%、「10～29人」が18.8%、「1～9人」が8.5%であった。

また、採用予定人数では、「高校卒」が1社平均2.3人(製造業2.2人、非製造業2.3人、全国2.5人)、「専門学校卒」が1.3人(製造業1.3人、非製造業1.4人、全国1.6人)、「短大卒(含高専)」が1.1人(製造業1.0人、非製造業1.1人、全国1.5人)、「大学卒」が1.8人(製造業1.7人、非製造業1.8人、全国2.1人)であった。

令和3年4月卒の平均採用予定人数は高校卒、専門学校卒、短大卒、大学卒のすべてで前年度より減少しており、採用人数の減少が見込まれる。

【図⑩: 令和3年度新規学卒者の採用計画の有無】



【表⑨: 令和3年度新規学卒者の採用予定人数】

区 分	平均採用予定人数 下段()は事業所数			
	高校卒	専門 学校卒	短大卒 (含高専)	大学卒
全 国	2.5人 (3,796)	1.6人 (1,146)	1.5人 (693)	2.1人 (2,175)
R2 茨城県	2.3人 (94)	1.3人 (39)	1.1人 (9)	1.8人 (33)
製造業	2.2人 (42)	1.3人 (14)	1.0人 (2)	1.7人 (13)
非製造業	2.3人 (52)	1.4人 (25)	1.1人 (7)	1.8人 (20)
R1 茨城県	2.4人 (111)	1.6人 (55)	1.8人 (13)	2.6人 (37)

6. 賃金改定について

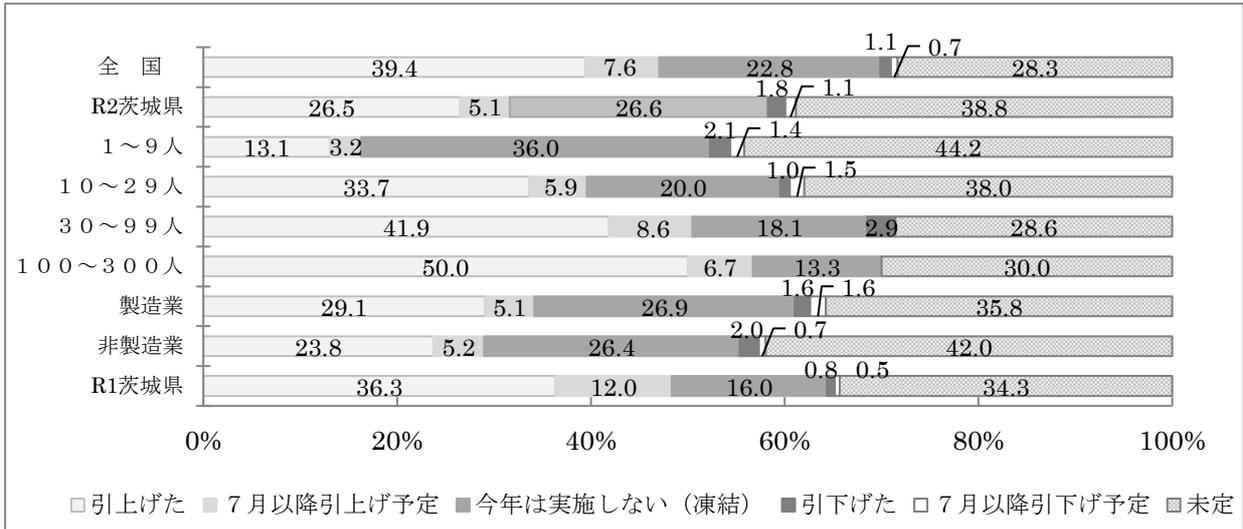
(1) 賃金改定の実施状況【図⑪】

賃金改定の実施状況については、調査時点(令和2年7月1日)までに「賃金を引き上げた」は前年度より9.8ポイント低下し26.5%(全国39.4%)、「7月以降引き上げる予定」が前年度より6.9ポイント低下し5.1%(同7.6%)であった。

規模別では、「賃金を引き上げた」「7月以降引き上げる予定」の合計が「100～300人」で最も高く56.7%(全国83.8%)、「30～99人」で50.5%(同79.1%)、「10～29人」で39.6%(同65.7%)、「1～9人」で16.3%(同40.5%)であった。

また、調査時点までに「引き下げた」とした事業所が1.8%(全国1.1%)、「7月以降引き下げる予定」が1.1%(同0.7%)で、「未定」が38.8%(同28.3%)となっている。

【図⑩：賃金改定の実施状況】



茨城県の最低賃金について

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は、「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。

◆茨城県の最低賃金：時間額 851 円(2 円引上げ)
効力発生年月日：令和 2 年 10 月 1 日

◆茨城県の特定(産業別)最低賃金

業種	時間額(引上額)	発効年月日
鉄鋼業	945 円(2 円)	R2.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907 円(2 円)	〃
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904 円(3 円)	〃
各種商品小売業	874 円(3 円)	〃

(2) 平均昇給額・昇給率(加重平均)【表⑩】

令和 2 年 1 月 1 日から調査時点(令和 2 年 7 月 1 日)までに賃金改定を実施した 205 事業所(対象者 4,566 人)の改定後の平均所定内賃金は、253,340 円(前年度 263,682 円)で、昇給額 4,030 円(同 4,893 円)、昇給率 1.6%(同 1.8%)であった。

【表⑩：改定後の平均賃金(引き上げ・引下げ相殺)】 ※加重平均

区分	事業所数	対象者数	改定前賃金	改定後賃金	昇給額	昇給率
全国	9,154	262,975 人	253,231 円	257,854 円	4,623 円	1.8%
R2茨城県	205	4,566 人	249,310 円	253,340 円	4,030 円	1.6%
製造業	107	2,690 人	239,603 円	244,422 円	4,819 円	2.0%
非製造業	98	1,876 人	263,229 円	266,128 円	2,899 円	1.1%
R1茨城県	223	4,795 人	258,789 円	263,682 円	4,893 円	1.8%

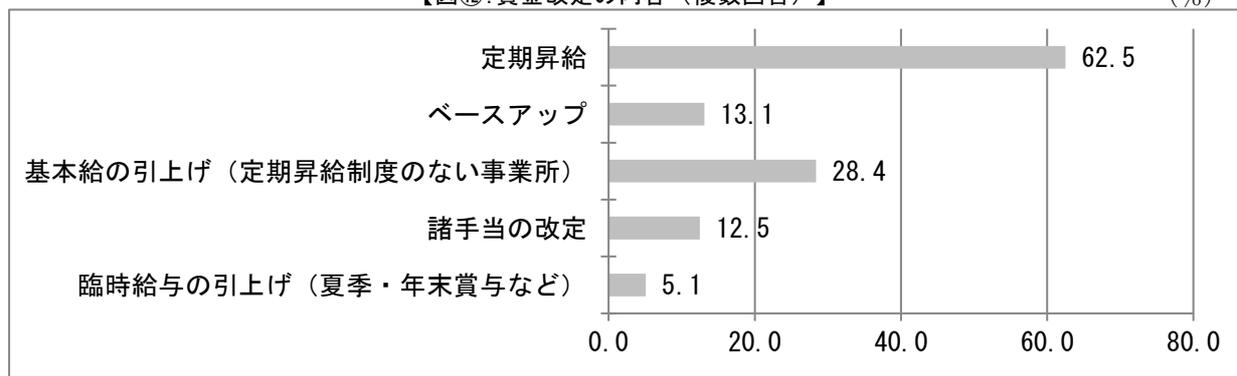
※ 加重平均昇給額 = $\frac{\text{各事業所の昇給額} \times \text{対象人数}}{\text{常用労働者の総和}}$

(3) 賃金改定の内容と決定要素【図⑫、⑬】

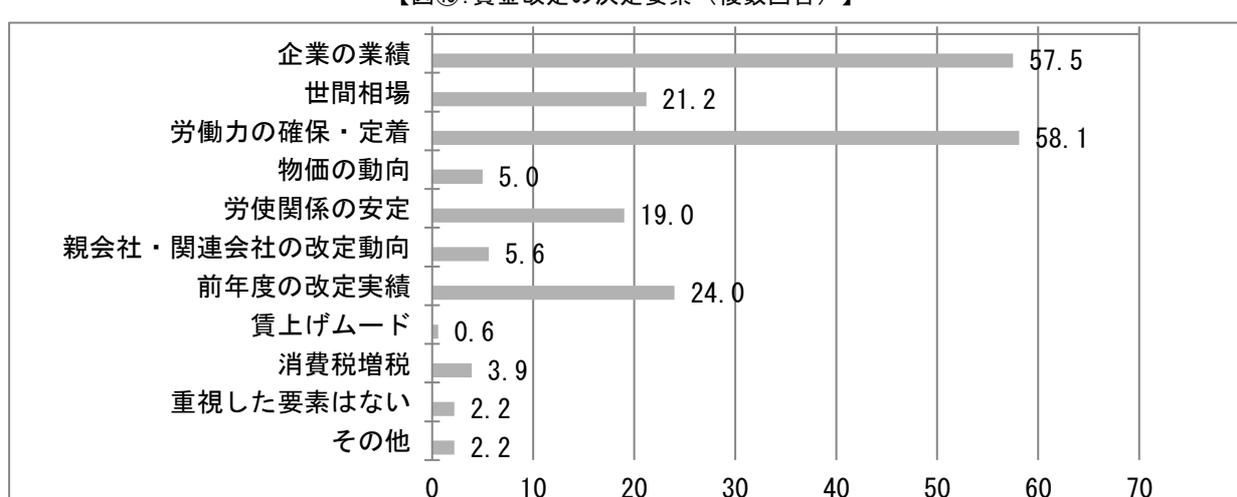
賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容については、「定期昇給」が62.5%と最も多く、次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が28.4%、「ベースアップ」が13.1%であった。

賃金改定の決定要素としては、「労働力の確保・定着」が58.1%と最も多く、次いで「企業の業績」57.5%、「前年度の改定実績」24.0%の順であった。

【図⑫:賃金改定の内容(複数回答)】



【図⑬:賃金改定の決定要素(複数回答)】



7. 高年齢者の雇用について

(1) 60歳以上の高年齢者雇用の有無【図⑭】

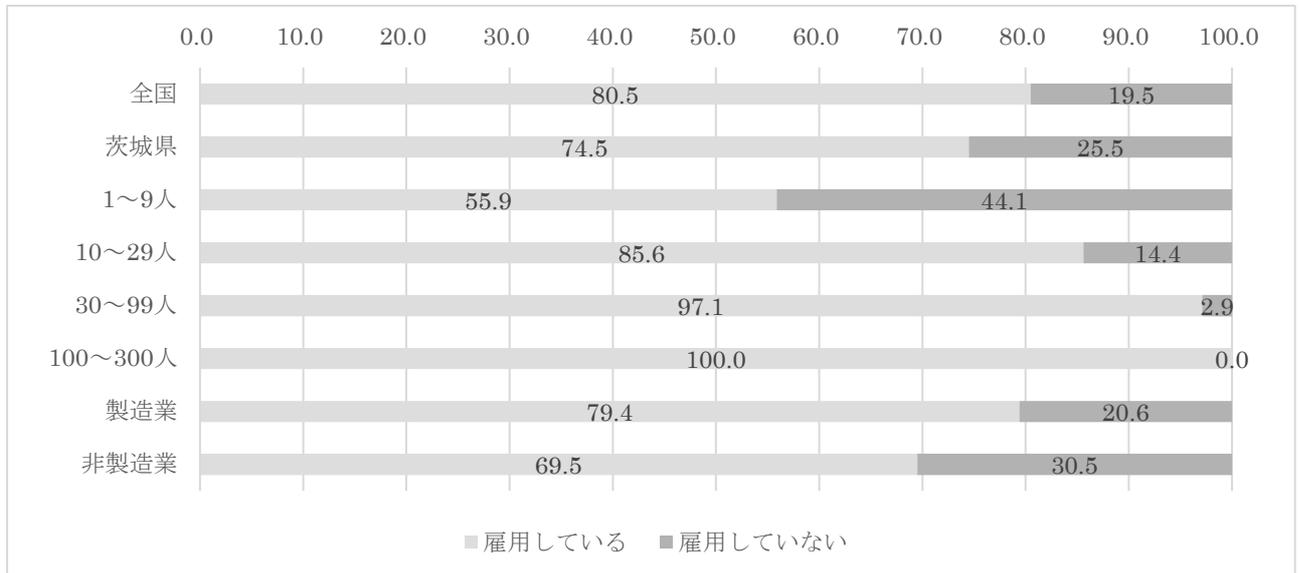
60歳以上の高年齢者について「雇用している」は74.5%(全国80.5%)、「雇用していない」25.5%(同19.5%)であった。

「雇用している」とした事業所をみると、規模別では「100~300人」で最も多く100.0%、次いで「30~99人」が97.1%、「10~29人」が85.6%、「1~9人」が55.9%の順。

業種別では、「製造業」が79.4%で、そのうち「機械器具」が最も多く91.3%、「非製造業」が69.5%で、そのうち、「運輸業」が最も多く95.1%であった。

【図⑭：高齢者雇用の有無】

(%)



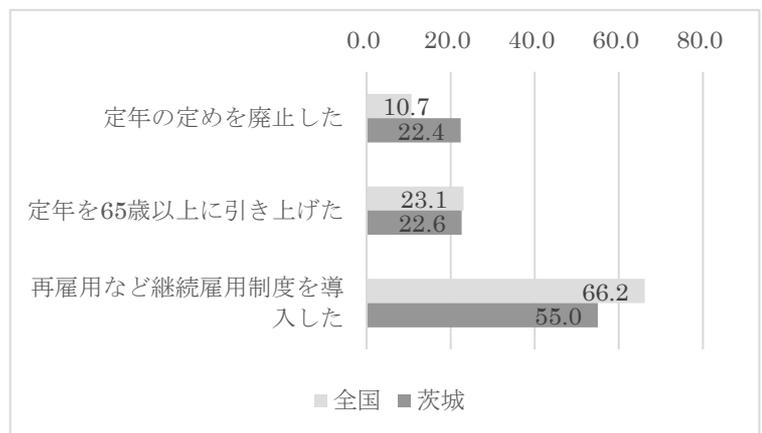
(2) 高齢者雇用措置で講じた内容【図⑮】

高齢者雇用措置で講じた内容として、「定年の定めを廃止した」が22.4% (全国10.7%)、「定年を65歳以上に引き上げた」が22.6% (同23.1%)、「再雇用など継続雇用制度を導入した」が55.0% (同66.2%)であった。

全国と比べて、定年の定めを廃止した事業所が多かった。

【図⑮：高齢者雇用措置で講じた内容】

(%)



(3) 高齢者の労働条件【表⑩】

高齢者の労働条件について60歳前と比べると賃金は、「変わらない」41.9% (全国36.6%) が最も多く、次いで「個人による」41.6% (同40.4%)、「一律に下がる」16.5% (同23.0%) の順であった。役職は、「変わらない」49.7% (全国43.7%) が最も多く、次いで「個人による」34.5% (同37.1%)、「変わる」15.9% (同19.2%) の順であった。仕事の内容は、「変わらない」62.7% (全国59.2%) が最も多く、次いで「個人による」30.1% (同33.5%)、「変わる」7.2% (同7.3%) の順であった。1日の労働時間は、「変わらない」63.6% (全国65.5%) が最も多く、次いで「個人による」26.1% (同24.8%)、「少なくなる」10.2% (同9.6%) の順であった。週の労働時間は、「変わらない」59.3% (全国63.5%) が最も多く、次いで「個人による」27.0% (同25.7%)、「少なくなる」13.7% (同10.8%) の順であった。

【表⑩：高齢者の労働条件】

(%)

区分	賃金			役職			仕事の内容		
	下 が る に 一 律 に	変 わ ら な い	個 人 に よ る	変 わ る	変 わ ら な い	個 人 に よ る	変 わ る	変 わ ら な い	個 人 に よ る
全国	23.0	36.6	40.4	19.2	43.7	37.1	7.3	59.2	33.5
茨城	16.5	41.9	41.6	15.9	49.7	34.5	7.2	62.7	30.1
区分	1日の労働時間			週の労働日数					
	少 な く な る	変 わ ら な い	個 人 に よ る	少 な く な る	変 わ ら な い	個 人 に よ る			
全国	9.6	65.5	24.8	10.8	63.5	25.7			
茨城	10.2	63.6	26.1	13.7	59.3	27.0			

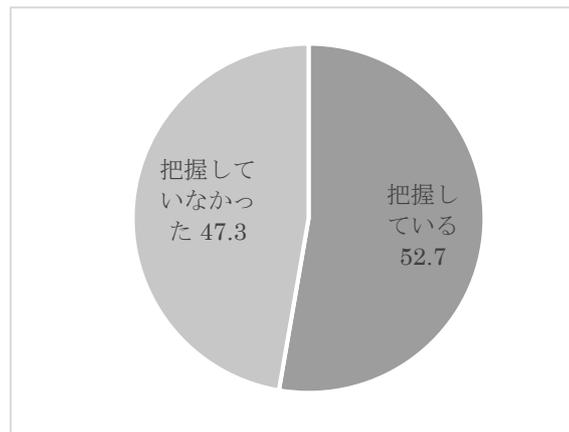
(4) 高齢者就業確保措置新設の把握状況と講じる予定【図⑯、⑰】

令和3年4月1日施行予定の「改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます。

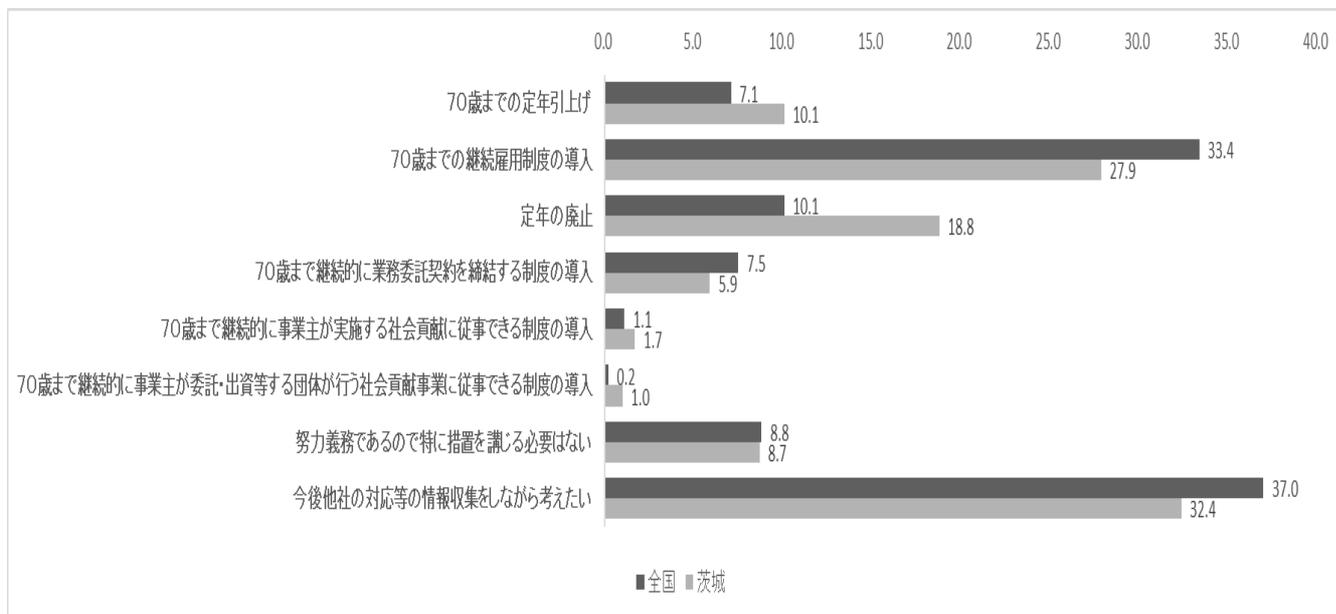
高齢者就業確保措置新設の把握状況については、「把握している」47.3%（同 54.4%）、「把握していない」52.7%（同 45.6%）であった。

また、高齢者就業確保措置のために、講じる予定の措置について、「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」32.4%（全国 37.0%）、「70歳までの継続雇用制度の導入」27.9%（同 33.4%）、「定年の廃止」18.8%（同 10.1%）の順となっている。

【図⑯：高齢者就業確保措置新設の把握状況】(%)



【図⑰：高齢者就業確保措置に講じる予定（複数回答）】 (%)



✎ 改正高年齢者雇用安定法(令和3年4月施行)

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、
再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

【高年齢者就業確保措置について】

〈対象となる事業主〉

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業者
- ・ 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

〈対象となる措置〉

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

【高年齢者等が離職する場合について】

・ 再就職援助措置

解雇（※）等により離職する高年齢者等には、（ア）求職活動に対する経済的支援、（イ）再就職や教育訓練受講等のあっせん、（ウ）再就職支援体制の構築などの再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。

※自己の責めに帰すべき理由によるものは除く。

・ 多数離職届

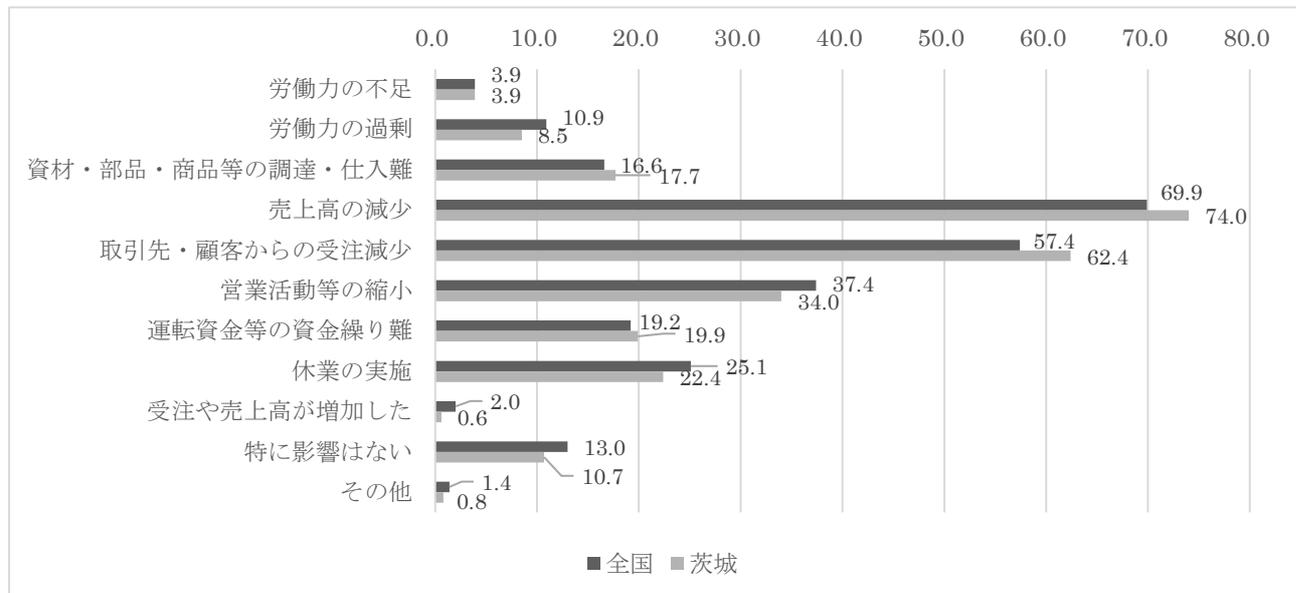
同一の事業所において、1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合は、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等をハローワークに届け出なければなりません。

8. 新型コロナウイルス感染拡大による影響について

(1) 新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響【図⑩】

新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響について、「売上高の減少」74.0%（全国 69.9%）が最も多く、「取引先・顧客からの受注減少」62.4%（同 57.4%）、「営業活動等の縮小」34.0%（同 37.4%）の順であった。

【図⑩：新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響（複数回答）】 (%)

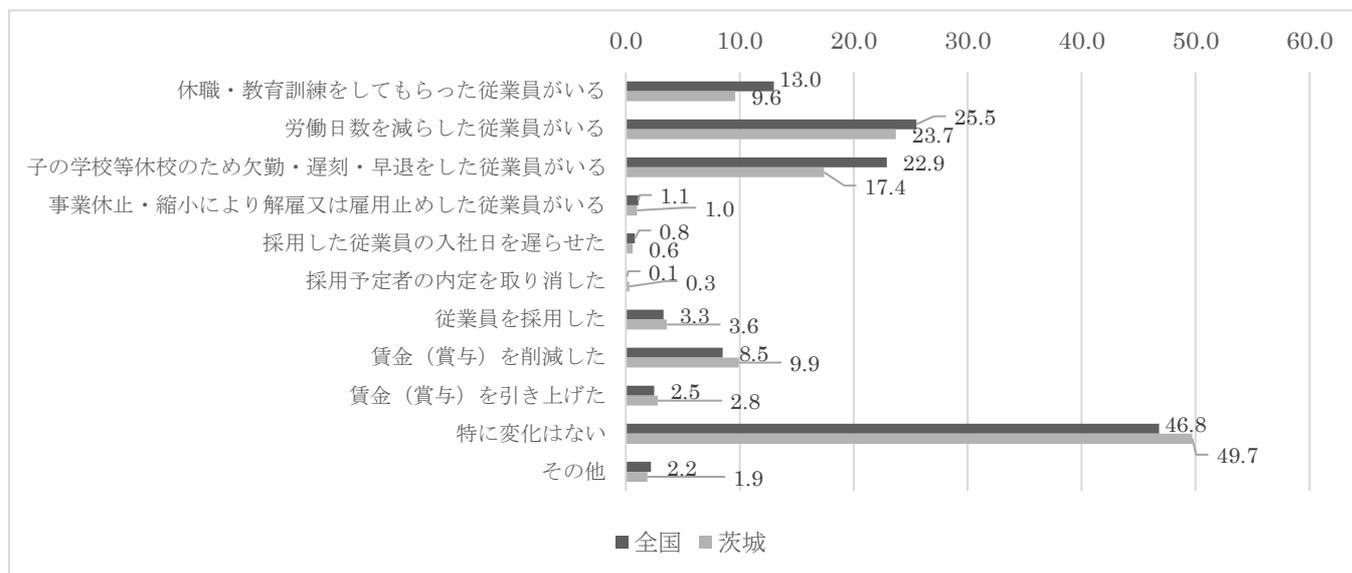


(2) 新型コロナウイルス感染拡大による雇用環境の変化【図⑪】

新型コロナウイルス感染拡大による雇用環境の変化について、「特に変化はない」が49.7%（同 46.8%）と最も多く、「労働日数を減らした従業員がいる」が23.7%（同 25.5%）、「子の学校休校等のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が17.4%（同 22.9%）の順であった。

前問の経営状況への影響で売上高や受注が減少している回答が多かったなかでも「事業休止・縮小により解雇又は雇用止めした従業員がいる」は0.6%と低位なため雇用の維持は図られていると考えられる。

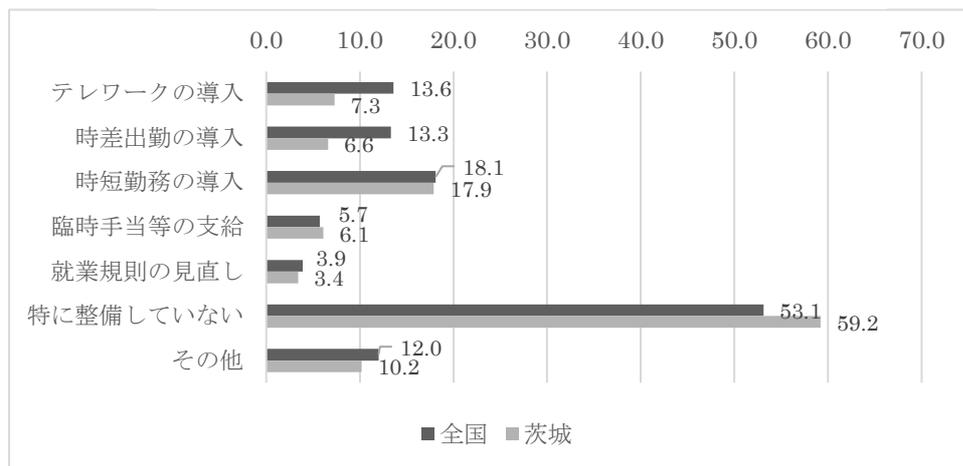
【図⑪：新型コロナウイルス感染拡大による雇用環境の変化（複数回答）】 (%)



(3) 新型コロナウイルス感染拡大による労働環境の整備【図⑳】

新型コロナウイルス感染拡大による労働環境の整備について、「特に整備していない」が59.2%（全国53.1%）と最も多く、「時短勤務の導入」が17.9%（同18.1%）、「その他」が10.2%（同12.0%）、「テレワークの導入」が7.3%（同13.6%）の順であった。

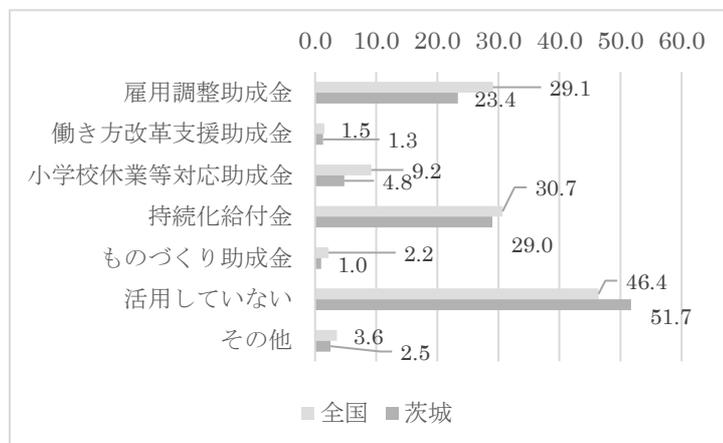
【図⑳：新型コロナウイルス感染拡大による労働環境の整備(複数回答)】(%)



(4) 新型コロナウイルス感染拡大による雇用維持等のために活用した助成金【図㉑】

新型コロナウイルス感染拡大による雇用維持等のために活用した助成金について、「活用していない」が51.7%（全国46.4%）と最も多く、「持続化給付金」が29.0%（同30.7%）、「雇用調整助成金」が23.4%（同29.1%）、「小学校休業等対応助成金」が4.8%（同9.2%）の順であった。

【図㉑：新型コロナウイルス感染拡大による雇用維持等のために活用した助成金(複数回答)】 (%)



08 [][][][][]

(左欄は記入しないでください。)



令和2年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することといたしました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和2年7月1日 調査締切：令和2年7月20日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せは、下記までお願いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

茨城県中小企業団体中央会 総務企画課
〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35
電話 029-224-8030 FAX 029-224-6446

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称	記入担当者名
所在地 (〒 -)	電話番号 -
	FAX番号 -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット] [付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業] 11. 運輸業 12. 総合工事業 13. 職別工事業 (設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、 技術サービス業、廃棄物処理業、 職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業等] 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 令和2年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	〔うち常用労働者〕	常用労働者数	
男性	人	人	人	人	人	人		男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人		女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	前年比	増・不変・減	

[注] (1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2)「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

② 令和3年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

↓※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問6) 高年齢者の雇用についてお答え下さい。

① 60歳以上の高年齢者を雇用していますか。(どちらかに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

↓※ 1. に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置(定年を65歳まで引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応)が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。(1つだけに○)

1. 定年の定めを廃止した 2. 定年を65歳以上に引き上げた 3. 再雇用など継続雇用制度を導入した

③ 高年齢者の労働条件は、60歳前と比べてどのようになりましたか。(それぞれ1~3の中で1つだけに○)

賃金			役職			仕事の内容			1日の労働時間			週の労働日数		
下 が 律 に る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に る	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に る	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に る	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に る	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に る
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

④ 令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高年齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます(以下:「高年齢者就業確保措置」といいます。)。貴事業所では高年齢者就業確保措置の新設を把握していましたか。(どちらかに○)

1. 把握している 2. 把握していなかった

↓※ 1. に○をした事業所は⑤の質問にお答えください。

⑤ 高年齢者就業確保措置のために、貴事業所ではどのような措置を講じる予定ですか。(該当するすべてに○)

1. 70歳までの定年引上げ 2. 70歳までの継続雇用制度の導入(他事業主による場合を含む)
3. 定年の廃止 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5. 70歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献に従事できる制度の導入
6. 70歳まで継続的に事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入
7. 努力義務であるので特に措置を講じる予定はない 8. 今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい

設問7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響についてお答え下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の経営への影響についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 労働力の不足 2. 労働力の過剰 3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難 4. 売上高の減少
5. 取引先・顧客からの受注減少 6. 営業活動等の縮小 7. 運転資金等の資金繰り難 8. 休業の実施
9. 受注や売上高が増加した 10. 特に影響はない 11. その他()

② 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる 2. 労働日数を減らした従業員がいる
3. 子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退をした従業員がいる
4. 事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる 5. 採用した従業員の入社日を遅らせた
6. 採用予定者の内定を取り消した 7. 従業員を採用した 8. 賃金(賞与)を削減した
9. 賃金(賞与)を引き上げた 10. 特に変化はない 11. その他()

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、貴事業所で実施した従業員の労働環境の整備について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. テレワークの導入 2. 時差出勤の導入 3. 時短勤務の導入 4. 臨時手当等の支給
5. 就業規則の見直し 6. 特に整備していない 7. その他()

④ 新型コロナウイルス感染拡大により、貴事業所が従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 雇用調整助成金 2. 働き方改革支援助成金 3. 小学校休業等対応助成金 4. 持続化給付金
5. ものづくり補助金 6. 活用していない 7. その他()

※ 特別定額給付金等の従業員個人へ給付されるものについては、除いてご回答ください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた 2. 下げた 3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定 5. 7月以降引下げる予定 6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1の質問にお答えください。

↓

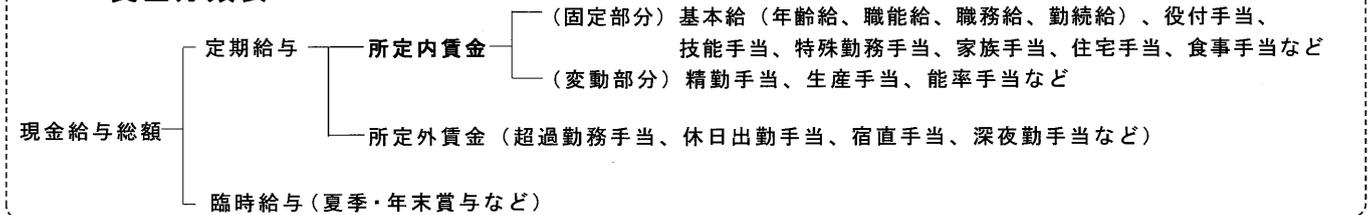
①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の【注】をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

【注】(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ ①において1. または4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた事業所は②、③の質問にお答えください。

↓

② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 定期昇給 2. ベースアップ 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ

【注】(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するすべてに○)

1. 企業の業績 2. 世間相場 3. 労働力の確保・定着 4. 物価の動向 5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向 7. 前年度の改定実績 8. 賃上げムード 9. 消費税増税
10. 重視した要素はない 11. その他()

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(どちらかに○)

1. ある 2. ない

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないか再度お確かめのうえ、7月20日までにご返送ください。